

〈時間〉^{とき}の近代化と文明開化論者

三 澤 純

はじめに

歴史学を構成する諸要素の中で、「いつ」という問題が持つ重要性の大きさは改めて指摘するまでもない。眼前の資・史料自らが「いつ」を物語ってくれない時、あるいは物語っている「いつ」に著しい疑念が生じる時、私たちはその資・史料を取り巻くあらゆる側面・周辺から、「いつ」を確定しようと試みることになる。文書史料に限定すれば、書かれている内容・紙質・筆跡・文体がその側面や周辺に当たることになろうし、またその文書史料が、それを含む文書群全体の中でどのような位置にあるのか、保存・伝来の顛末や状況はどのようなものであったのかなども大きな手がかりを与えてくれる。

私の眼前には、そうした検討を経た上で、二つの異なる年代比定を与えられた史料がある。熊本県立図書館寄託藤岡家文書中の「密報」^①と題された史料がそれである。「密報」の内容は行論の途中で明らかにしていくことになるが、この「密報」に与えられた二つの年代比定とは、水野公寿氏のもの^②と、筆者のもの^③を指し、両者の間には、まず筆者が水野氏の見解を批判し、それに対して水野氏が反論を出されているという経緯があることは予め紹介しておかなければならな

〈時間〉の近代化と文明開化論者（三澤）

いだろう。⁽¹⁾年代比定の相違は、その史料をどのような歴史的文脈の中に位置付けようとするのかという理解の相違につながり、極めて興味深い、重大なテーマをはらんでいることになる。しかし「密報」に関する水野氏及び筆者のこれまでの言及は、史料紹介や論文の注記、あるいは四千字程度の小論文の中でしか行われたことがなく、その専論が必要だと判断される。本稿における第一の課題は、「密報」の年代比定に関する筆者のこれまでの見解の誤りを訂正しつつ、その後の知見を踏まえて水野氏の批判に答え、そして新たな年代比定を行うことにある。

だが、一般に論争はその論点が明確であればあるほど、主張や論証の内容は細かくなり、全体像が見失われてしまう危険性がつきまとう。ただ一点の地方史料の、しかもその年代比定のみをめぐるこの議論がそうした隘路に陥る可能性は高いと言わなければならない。そこで「密報」の内容中、特に注目される日本における太陽暦採用とその社会的影響という問題の追究を、本稿における第二の課題として設定しておきたい。そして全体を通して、歴史学と（歴史学の側から見た）周辺諸科学、ことに民俗学との関係性についても考察を加えることに挑戦してみたい。

一 「密報」の内容と論争の経緯

「密報」の全文紹介は、既に水野論文①及び③で行われているが、本稿においてもそれを行うことが行論の都合上、必要不可欠であることを考慮に入れて、長文であることを厭わず、ここに全文を引用することにする。⁽²⁾

【史料1】

密報

嗚呼憂へキ恐ルヘキハ世ノ愚蒙者ナリ。爰ニ該区^a内大平邨^a宇岩下ト云ヘル所ニ巖壁赫々タル頂上些ト下リテ洞穴アリ。此ノ洞穴ヲ大古ノ陋人、言ヲ現世ニ伝ユルヤ、彌録^bノ窟ト称ス。此窟中ニ近來ハ彌録菩薩^b方顕出シタルト愚痴ノ庶民ガ云触シ、参詣ト称へ、日ヲ過ル^b三日前ヨリハ見物日ヲ逐テ盛ナリ。其盡シキニ至ツテハ、線香・神酒・炊飯

ヲ洪水^hシテ、無謂ノ洞穴ヲ拝礼ス。之レ実ニ愚ニ重ヌルノ徒ニシテ、怒ルニ道ナシ、咎ムモ笑止、惟々憐憫シテ不教ノ致ス所ト、思ハス感涙膝ニ落ツ。此長日ニ斯ノ如キ馬鹿ラシキ思ヲ為シ、精神ヲ痛メル氏、鈍民ガ■ニハ寝ヲ覺サント慮リ、足踏立、惟今、親正酒庫ニ遊歩シ、童子共ト小学ヲ問答スル内、傭人、式合入りノ徳利ヲ携へ来リ、神酒ヲ呉ヨト云。予其人ニ神酒ノ故ヲ問。其人答テ曰、「某フハ、主人岩下ノ洞穴ニ參詣致サル、ニヨツテ、神酒買ニ来リシ」ト云ヘリ。予、其人ニ語テ曰、「其洞穴タルハ、元来巖壁ニハ必ス数多ノ線切アリ（之一様ナラズ、緑川穿穴ノ如キアリ）。此内地震杯ノ為ニ其一部緩キ飛出タル跡ナラム。況ンヤ真中ニ木アリ。之レ恰モ仏体ニ似レル。之レ何ゾ怪ムニ足ン。矢張平常ノ木ナリ。此言帰ツテ主人ニ告ゲ、惑ヲ解ケヨ」ト云ヘバ、某ハ驚キ、操々^{つま}販リマシタ。抑、某主人ノ如キハ祠^e掌ノ縁家ニシテ、斯ノ如キ妄誕ノ所行アルハ、豈ニ遺憾ナラズヤ。予ガ怒心止ミ難キヲ以テ、迅速^f公ニ報知ス。公■^gキ愚民ヲ説キ、文明ニ趣シメ、事物ノ理ヲ究メ、漸次智識ヲ整へ、開化ノ基則ヲ誤マラサランヲ布達アリ度ト乱稿ヲ以テ早々伏願ス。頓首々々。

太陽五月廿日午前十二時三十三分

甲斐親俊

藤岡常彦様

この「密報」からは、その執筆者・甲斐親俊なる人物が強烈な愚民観を持ち、「彌録ノ窟」への参詣という民間習俗を徹底的に批判していることが読みとれる。明治前期の文明開化期における地方知識人（後述するが、甲斐は小学校教員を勤める人物である）の意識形態を示す、貴重な史料であるといえる。一読して分かるように、この史料は甲斐がこれを書き上げた月日、そして時間までが分単位で判明するにもかかわらず、肝心の何年に書かれたのかという点が判明しないという厄介な問題を孕むものでもある。

この「密報」が書かれた年代について、最初に推定を行ったのは水野論文①であった。この中で水野氏は、宮田登氏の『ミロク信仰の研究』⁶に依拠しながら、その時期について「明治二年か、十四年の巳年のものであるか」と述べられた

〈時間〉の近代化と文明開化論者（三澤）

〈時間〉の近代化と文明開化論者（三澤）

のである。

宮田氏の主張は、大まかに言って次のようにまとめられよう。⁸ 関東の鹿島地方から南側の海岸に沿って、ミロクの船が米俵を満載してたどり着くという信仰があること、このことは具体的には、鹿島踊と弥勒踊の中に歌い込まれ、この歌と踊は近世中期に流行していたこと、これは戦国時代に関東・中部・東北の一部にかけて流行した私年号（弥勒・命徳・福德など）とつながりが認められること、こうした私年号の系譜を引く形でミロクの年が期待されており、近世では千支の巳の年がこれにあてはめられていたこと、十二年に一度訪れるミロクの年は豊年満作となると信じられ、百姓にとつての理想世と意識されていたこと等である。水野氏は「密報」の主題である「彌録」の出現を、宮田氏の研究成果を媒介にして巳年と結び付け、さらにそれを明治前期の二つの巳年に当てはめられようとしたのである。

その後発表された水野論文②は、題名の通り、熊本の地方政党・公議政党的展開過程を詳細に追った論文であるが、その中で水野氏は公議政党内に代表される自由民権運動の背景となった民衆運動に触れる形で、「密報」を取り上げられている。そこでは「全文から判断して巳年である明治十四年のことではないかと推定される」と、より踏み込んだ表現がなされている。

この水野論文②を受けて、筆者は拙稿において、次のような批判を行った。¹⁰ 批判の第一点は、傍線部 a に「該区内大平邸」とあるのは、「密報」が書かれた時期が大區小区制下であったことを示しており、既に郡区町村編制法下にあった明治十四（一八八一）年は該当しないこと、第二点は、傍線部 g は甲斐親俊が太陽暦の採用を印象深く受け止めていることを示しており、史料中にわざわざ「太陽」と書き込むのは太陽暦採用直後、すなわち「五月廿日」とは明治六年の五月三十日のことであるというものであった。その上で筆者は、水野氏と同様、宮田氏の研究を援用しつつ、明治二年に大平村に出現した「彌録」が、明治六年まで存在し続けていたのだ、と結論付けたのである。

拙稿の注記の一つに記した、以上のような検討に対して、水野論文③が発表され、反批判が展開されることになった。

水野氏が提出された、拙稿への直接的な疑問点は次の二点である。

○大平村に「彌録」が出現したのが明治二年であるならば、なぜ甲斐親後は明治六年まで「密報」を書かなかったのか。それは傍線部 b 「三日前ヨリハ見物日ヲ逐テ盛ナリ」や傍線部 f 「迅速公ニ報知ス」という文言と明らかに矛盾する。⁽¹¹⁾

○傍線部 g の「太陽」は、「五月卅日」が太陽暦の日付だということを表しているに過ぎず、「密報」の執筆が太陽暦採用直後の明治六年である証拠にはならない。また傍線部 a の「該区内」は、「この地方」といった意味で惰性的に使用されることはありうる⁽¹²⁾し、教師でもあった甲斐が「学区の意味」で書いている可能性もあり得る。

そして水野論文③は、拙稿における主張を「成り立ちがた」と指摘し、「『密報』が伝える事実は（執筆も）明治十四年の巳年のことであつたと判断される」と、自説を確認して締めくくられることになる。

以上、長々とこの小さい論争の経緯を紹介してきたが、以下において、本稿における検討の前提となる二つの点を反省しておきたい。

まず一つは、筆者の事実誤認として、「大平邨」という村が、明治八（一八七五）年に大川村と平野村とが合併してきた村だということ、換言すれば、明治二年はもちろん、明治六年段階では「大平邨」という村名は存在しないということとを述べておかなければならない。これは『熊本県市町村合併史』⁽¹³⁾や『熊本県の地名』⁽¹⁴⁾等、基本的な著作に記されていることなのだが、いかに論文の一注記とはいえ、確認を怠った筆者には大きな非が存在することになる。と同時に、「密報」を明治六年執筆とした筆者の見解は撤回しなければならないし、またそれに対する水野氏の批判の第一点も、筆者がそれに首肯しなければならぬという意味で解決済みとなる。

二つは、筆者も水野氏も、宮田氏の成果、引いては民俗学の成果にあまりにも拘泥しすぎていたのではないかという率直な感想である。中部地方以東の事例をもとにまとめ上げられた宮田氏の成果をストレートな形で九州地方に適用し、しかも弥勒の出現は巳年に多いという内容を、巳年でなければならぬと受け取った私たちの責任の問題である。

（時間）の近代化と文明開化論者（三澤）

事実、熊本における弥勒の出現を示す貴重な事例である、熊本市清水万石の石碑¹⁶にはこう刻まれている。

【史料2】

〔北面〕 弥勒菩薩

〔西面〕 文政九丙戌三月建立

〔東面〕 馬場長■門

「密報」と同様、弥勒の出現年と石碑の建立年との関係に検討の余地が残るが、この地域に弥勒菩薩が出現した（と考えられた）からこそ、それを記念する意味で石碑が建立されたのであろうから、戌年に建立されたこの石碑は、弥勒と巳年との関連性を絶対視しなくてもいい一つの根拠にはなるう。文政九（一八二六）年を挟む巳年は、文政四（一八二一）年と天保四（一八三三）年なのだから、どちらとも隔たりが大きく、この石碑に刻まれた弥勒菩薩は巳年とは関係なく出現し、この石碑も巳年とは関係なく建立されたと理解した方が自然であろう。当時の民衆世界は、巳年でなければ弥勒菩薩は出現しないというほど狭隘なものではなく、現在、私たちが把握している以上に複雑で、多様なものだったのである。

二 「密報」執筆年の再検討

前章における二つの反省点を踏まえれば、「密報」の執筆年は新たにどのように推定できるだろうか。

まず「密報」の執筆者・甲斐親俊の経歴を追うことから考察を始めたい。甲斐親俊は上益城郡矢部手永大川村の金納郷士¹⁷の家系に生まれ、当初は平三郎と名乗っていた（明治に入って親俊と改名）。安政五（一八五八）年十月七日、父・甲斐宗兵衛が、「乱心」した文八郎なる者に寝込を襲われ、「不慮死」を遂げた事件を受けて、翌六年四月、家督を相続し、改めて寸志を納め直して御惣庄屋直触の初代に叙されている。その後、文久元（一八六一）年には御備場寸志を納めて地主に、慶応三（一八六七）年には玉葉料寸志を納めて諸役人段となり、順調に進席している¹⁸。後に「密報」の受取人とな

る藤岡常彦が、明治二（一八六九）年四月十九日から書き始める「塾詰中諸日記帳」¹⁹によれば、藤岡よりも三日遅れて、四月二十二日に甲斐平三郎が入塾しており、二人は若い頃からの勉強仲間だったことが分かる（塾の詳細については現在のところ不明）。甲斐の出生年月日は不明だが、藤岡は嘉永三（一八五〇）年八月九日生まれたから、彼も入塾時、二十歳前後であったのではなからうか。またその二年後の明治四（一八七一）年段階で、甲斐は造酒高八十九石六斗を誇る矢部郷有数の酒造業を営んでいることも確認できる。²⁰

ここで改めて、「密報」の傍線部cにある「惟今、親正酒庫ニ遊歩シ」という箇所注目してみたい。ここでいう「親正」とは、同じく矢部郷大平村の甲斐親正のことだと断定しても差し支えないだろうが、²¹とすれば、甲斐親正が酒造業を開始した時期が問題となる。幸いに、甲斐親正が「清酒醸造免許鑑札御下ヶ渡願」を提出するのが明治八（一八七五）年九月五日であること、²²さらにその「願」を第九大区六小区戸長の藤岡常彦が白川県権参事小関敬直に取り次ぐのが同年十月二十日であることが判明する。²³

「密報」執筆時に、甲斐親俊が酒造業を継続しているかどうかは明らかではないが、²⁴彼は「親正酒庫」で、傍線部dにあるように「童子共ト小学ヲ問答」し、そこで主人の命で岩下の洞穴に参詣するための神酒を買いに来た人物と出会うのだから、「密報」の執筆時期は明治八年十月以降ということになる。

水野氏は、論文③において、甲斐親俊が明治十二（一八七九）年当時で第十五番中学区八十二番小学校（公立大平小学校）の教師であることを指摘して、彼が傍線部dの「童子共ト小学ヲ問答」する背景はここにあるとされる。すなわち、「同（明治）引用者注」十四年現在教師であるかどうか史料的には不明²⁵としながらも、少なくとも「密報」の執筆は、彼が教師ではない明治十二年以前ではないと主張されたいのだろう。しかし、明治七（一八七四）年の「小学校課金出納帳」²⁶には、甲斐親俊に対して、十月二十九日に二円七十二銭が、十一月四日に三円四十二銭七厘が、それぞれ大川学校から支払われていることが分かる記載がある。明治十二年段階のようににはっきりと「教員給」とは書かれていないが、²⁷他の

〈時間〉の近代化と文明開化論者（三澤）

支出項目には「但大川学校修繕入費」とあることから判断すれば、彼が明治七年の時点で既に教師であったことを伺わせている。

次に、これまでの論争の中でも、その焦点になっていく傍線部 a の「該区内」という表現及びその制度的側面を洗うことで年代比定の手かがりになると思われる傍線部 e の「祠堂」について考えてみたい。

傍線部 a については、「該区内」の後に「大平邨」と続くことからしても、これが大区小区制下の「区」、すなわち大平村が属する第九大区六小区を表すという筆者の見解には訂正を施す必要はないだろう。むしろ水野氏が、批判の第二点で展開された、「該区内」とは情性的に「この地方」という意味で用いられたのではないかとか、「該区内」という表現は大区小区制のものでしか使用されないのかどうか調査を要するとか、さらに「学区」とは考えられないかとか、散発的に並べられた幾つかの推測を、自らの手で論証される必要があるだろう。

傍線部 e の「祠堂」は、祠堂とともに明治四（一八七二）年五月十四日付の太政官布告によって、府社・藩社・県社及び郷社に置かれた神官職である。その後、同年七月四日の郷社定則によって、「郷社ノ社職ハ祠官タリ。村社ノ祠掌ヲ合セテ、郷社ニ祠官・祠掌アルコト布告面ノ如シ（但シ祠掌ハ村社ノ数ニヨレハ幾人モアルヘシ）〔カッコ内は割書。引用者注〕」と定められ、神官職構成の最末端に位置付けられている。

「祠堂」という名称は、明治二十七（一八九四）年二月に勅令第二十二号によって、祠官・祠掌を社司・社掌と改められるまで制度的には存続している。²⁹しかし明治十二（一八七九）年十一月十一日付の太政官達第四十五号において、「府県社以下、祠官・祠掌ノ等級ヲ廢シ、身分取扱ハ一寺住職同様タルヘシ。此旨相達候事」とされてからは、少なくとも宮地正人氏作成「宗教関係法令一覽」³¹を追う限りは「神官」という名称に取って代わられ、急速に見られなくなっていく。

この章の最後に、水野論文^③で筆者に与えられた宿題に答えておこう。水野氏は、拙稿において筆者が、大平村の「彌録」の出現を明治二（一八六九）年とする補強材料に、観音信仰の事例を二つ挙げたことに対して、次のように批判され

「観音日天に添い出玉ふ」ことが世直しの期待感と関連するというのは民俗学あるいは宗教社会学の検討を経ての結論なのであるか。宮田登氏の「民間信仰における世直し」（『白のフォークロー』一九九四年、平凡社）、「世直しの神々」（『民俗神道論』一九九六年、春秋社）では、観音信仰と世直しの関連はふれられていない。

前章の末尾でも述べたように、民俗学の研究成果をむき出しの形で歴史分析に持ち込んで、強引に結論を導き出すことは、近世から近代への移行期を生きた民衆の豊かな民俗世界をかえって狭く理解してしまうことになるだろう。それは当の民俗学研究者も望まないことであるはずである。民衆は、全国一律の民俗慣行の中で生きていたわけではないし、現在の民俗学の成果の厳密な適用の下で生活を営み、意識を形成していたわけでもない。

明治二年に焦点を絞った拙稿での見解が誤りであったことは先述した通りであるから、ここでは世直しとの関連性には深入りしないが、少なくとも「密報」の内容は、次に掲げるような史料とのつながりの中で理解した方が、その本質をクリアに把握できるものと考ええる。

【史料3】³³⁾

近来観音或ハ荒神ノ告なると唱エ、呪咀或ハ占躰之業ヲイタシ、衆人ヲ惑シ候者有之哉ニ相聞、不都合之事ニ候。神仏に託し、無稽之言ヲ以、衆人ヲ惑シ候者ハ、邦ニ常刑アリ。向後右様之所業いたし候者ハ直ニ捕伝し、糾弾之上、相当之所刑申付筈ニ候条、組合等も精々心を付候様末々ニ至迄不漏様可触示也

（明治八年）

申九月八日

白川県

矢部郷戸長中

【史料4】³⁴⁾

（明治八年）
十二月二十八日郷村社格ヲ改正シ各神官ヲ置キ崇祀心得ヲ頒ツ

〈時間〉の近代化と文明開化論者（三澤）

〈時間〉の近代化と文明開化論者（三澤）

（前略）

一、産土神社ハ幽ニ其土地ヲ主宰スル謂ナリ。然ニ管下ノ慣習ニテ他所ヘ転籍セシ者、依然旧地神社ノ氏子ト称シ候趣、甚無謂事ニ付、総テ其土地産土神社ノ氏子ト相改可申事（中略）

一、諸神社神体ノ儀、木像ヲ設ルモノアリ。後世ノ臆測ヲ以テ上世神人ノ偶像ヲ作為ナスハ無謂事ノミナラズ、或ハ改置ノ際、新古併存シ、祭神一名ニシテ数体ナル等アリ。却テ神祇ヲ汚蔑スルニ当ル。右等ハ今後、鏡・玉或ハ玉串等ニ相改可申事。

但錦山神社ノ如キ由緒有之分ハ非此限。

周知のように、維新政権の開化政策推進方針は、民衆世界の伝統的な生活体系との間に様々な葛藤や軋轢を生み出していった。安丸良夫氏はその両者の対抗の基本軸は、「開化政策の強権性と、迷信・猥雑・浪費などとみなされる民俗信仰的行事・習俗との間におかれ、こうした行事・習俗への禁圧が各地で行われた」と指摘した上で、それが「一般的に行われたのは、明治五年以降だった」と述べている。³⁶【史料3】や【史料4】は、そうした政策の熊本における具体例なのである。

この開化政策の中で、小祠廃併合と³⁷呼ばれる民俗信仰の禁圧が展開されていたのだが、矢部郷でもこの時期、多くの「神祠」「杜堂」「仏堂」の合併や移転が強力に押し進められている。県庁文書である「熊本県公文類纂」の中の一冊には、大平村の「神祠堂移転跡地区別調帳」が綴り込まれているが、これによれば村内の五つの小祠が廃併合され、明治十一年（二七八）年十二月の時点で、四件が官有地化、一件が私有地化されたことが判明する。³⁸その推進担当者が「惣代人」という肩書きの甲斐親正（彼は五件の内、二件に関与）らであり、県当局への報告責任者が戸長としての藤岡常彦（彼は五件の内、三件に関与）らであったのである。古い祖先の時代から日常的に親しみ、敬ってきた権現社や地藏堂が、甲斐や藤岡ら中間層の手によっていとも簡単に破壊されていく中で、信仰の拠り所を失った民衆の間に弥勒菩薩が出現し、多

くの参詣人を集めるようになっていったと考えられる。

以上、本章での考察を踏まえて、「密報」の執筆年についての結論を下しておこう。「密報」は、大平村の成立（明治七年十一月に合併願が提出され、翌八年五月に合併指令が出されている）³⁹及び甲斐親正の酒造業開業（明治八年末）と、西南戦争との間に執筆され、直ちに提出されたと理解されるから、傍線部gの「五月廿日」は、明治九（一八七六）年の五月三十日と特定してほぼ間違いはなからう。ここで西南戦争前と判断したのは、「密報」の内容中からは、この地域にとつて一大事件であった西南戦争の最中ないしは戦後というニュアンスを読み取ることが筆者にはできないからであるが、この点は水野氏の想定と大きく食い違うものであるため、章を改めてさらに検討を加えていきたい。

三 改暦と中間層

日本社会における太陰暦（旧暦）から太陽暦（新暦）への転換と、その社会的影響に関する問題は、国家史的にも、民衆史的にも重要なテーマであるはずだが、意外にも、このことの持つ意義を正面から探ろうとした研究は多くない。いわゆる暦の歴史ともいべき観点から数々のユニークな著作を発表されている岡田芳朗氏の一連の研究⁴⁰、太陽暦の採用が民間社会の年中行事にどのような影響を与えたのかという視角を重視する民俗学の諸成果⁴¹、日露戦後の地方改良運動が、民衆生活の中に広く根付いている旧暦を一掃し、代わって国家・天皇の祝祭日を一挙に定着させようとする側面を有していたことを指摘した今西一氏の研究⁴²が目立つ程度である。

こうした研究の立ち遅れが、現在にまで及ぶ旧暦行事の残存と、そこから派生する「民衆生活から旧暦はそう簡単には消え去らない。ましてや矢部郷のような山間地域では……」という先入観と重なり合って、「密報」中の傍線部gを、できる限り後の時点に比定しようという水野氏の見解を成立させるのであろう。しかしここでは、文明開化の推進者Ⅱ先兵となる中間層と一般民衆との区別、民衆生活の中における公使の区別が行われなければならないだろう。

（時間）の近代化と文明開化論者（三澤）

改曆詔書の發布は、明治五年十一月九日（太陽曆十二月九日）午前十時から宮中で行われた改曆式で明治天皇によって行われ、式終了後、太政官達として詔書の写が公布された。当時、一般的な布告が東京から白川県に伝達されるまでには十五日間が見込まれていたが、改曆に関わる太政官達は、それよりも一日早く、十一月二十三日付で県内各地に布達されている。その準備段階において県庁内で木版の布令書が作成されていることを考えれば、この達の伝達がいかにスピーディーに行われたかが分かる。これはもちろん藤岡家にも廻達され、次のような写しが作成された。この達の中には、太陽曆の採用によって明治五年十二月三日を明治六年一月一日とするという一条が含まれていたから、白川県の場合、新曆の新年まで十日余りしか残されておらず、民衆への周知徹底はまさに時間との闘いであったのである。

【史料5】¹⁴⁾

改曆之儀ニ付別紙

詔書写並御布告共ニ通相渡候条此段至急及布達且揭示をも可致也

但調達物等日限を以相達置候分者旧曆之通可相心得事

壬申十一月廿三日

白川県権参事 林秀謙

戸長中

一方、白川県の南隣、現熊本県域の南半分を管轄とした八代県では、この太政官達が伝達された後、次のような「元旦拝賀式」を知らせる布令書が出されている。

【史料6】¹⁵⁾

来月三日ヲ以、明治六年一月一日ト被定候ニ付、元旦拝賀式左之通

一 判任官以下午前九時当廳当掛謁長官

一、戸長副並非役士族午前十時ヨリ十二時迄出廳右同断

但拝賀畢而戸長副江ハ酒肴可賜候条居殘可申候
右之通迅速可相達也

十一月廿七日

八代県

追而一六之休暇ハ新曆ニヨリ相定候。尤最前触達候歳末・年始旧曆ニ拠ルノ云々ハ取消、追而被仰出候上可相達候間、
一月二日ノ事務取扱平常之通ニ候事

三伸本文当廳之節、礼服・平服勝手タルヘキ事

このような行事を通して戸長・副戸長を勤める人々や士族層、つまり中間層に属する人々には、太陽曆が急速に浸透していった（させられていった）のである。もちろん彼等も日常生活の感覚は長い間親しんできた旧曆に拠っていたのだが、何よりも「金穀出納之件々取扱方」、すなわち家禄・賞典禄の支払い、金銭貸借の返済や利息計算、官吏給料の支払い等が一斉に新曆に対応するように変更されたのだから、これらの人々は、少なくとも公的な場面では新曆感覚を身に付けることを余儀なくされたのであつた。

と同時に、いち早く新曆感覚を自らのものにしていくことは、「愚民」たちと自分たちとを線引きする重要な基準となつたことだろう。そうした中間層の中に、藤岡常彦も甲斐親正も、そして甲斐親俊もいた。

藤岡ら、戸長層の寄合記録であると考えられる「明治六西二月会谈頭書」によれば、改曆直後という時期を反映して、新曆に強い疑惑を抱いていた一般民衆への対応策が次のように話し合われていた。

【史料7】⁴⁸⁾

一、新曆御頒行ニ付而者、小前々々種々申分差筈、疑惑を生し候者も有之哉ニ相聞、以ノ外之事ニ而いつれも驚べからす。年徳・金神其外、中下段ニおゐて日善悪等一切御廃止ニ相成候上者、夫埒之儀ニ少茂無疑惑様相心得可申、旧曆等相求メ候儀決テ難成候事

〈時間〉の近代化と文明開化論者（三澤）

〈時間〉の近代化と文明開化論者（三澤）

ここに「小前」ないしは「中下段」と呼ばれている一般民衆が新暦に対して、「種々申分差発、疑惑を生」じたのは、まさに降つて湧いたような突然の改暦強制の結果、明治五年の冬至後、僅か十一日で新暦の新年を迎えなければならぬという著しい季節感の齟齬や、なじみ深い旧暦の正月への愛着からであつた。この内容が、旧暦の正月が終わつた直後の二月の会談で議題に上つてくることの意味は大きい。また改暦と軌を一にして進められる「年徳・金神」等の廃止、即ち先述した小祠廃併合とも関連するであろう年中行事禁庄への反発という文脈も見落とすべきではないだろう。

問題の本質は、もちろん改暦のみであつたわけではないが、改暦がどの地方の民衆の上にも例外なく降りかかった「災難」であつただけに、このような中間層と一般民衆との対立図式は全国的にも共通したものがあつた。明治六年中に福井・鳥取・福岡各県で起きた新政反対一揆において、徴兵令廃止や小学校廃止、地券廃止等とともに太陽暦の廃止が要求されているのは、このことを裏付けている。⁽⁴⁹⁾一揆や騒動にまでは発展しなくとも、一般民衆の不満・不安は、改暦を契機に一気に膨れ上がつていき、にもかかわらず開化政策を推進しようとする中間層との溝は深まるばかりであつたと想定できる。さて話をもう一度「密報」に戻して、「密報」の中で最も目を引く傍線部g「太陽五月廿日午前十二時三十三分」という箇所の意味を考えてみたい。

水野氏は、「密報」が明治十四年に書かれたとされる根拠の一つとして、「密報」は西南戦争を経た後に、戦争下の矢部郷で起こつていた農民一揆の再発を危惧して書かれたものだと主張される。「彌録ノ窟」に群がる民衆をこのまま放置しておけば、それがかつてのような一揆の温床にならないかという危惧であり、甲斐親俊が傍線部fのように「迅速公ニ報知」したのは、「この時、甲斐には明治十年二〜三月に、この矢部地方に展開した農民一揆のことが脳裏をかすめた」からであろうと言われるのである。「密報」の内容に限定する限り、それを読み解くステージ作りとしてはかなり魅力的なものだ、と筆者も思う。

この一揆の最中、甲斐親俊はまさにその渦中におり、一揆勢と対峙する立場にいた。次の史料がその時の甲斐の立場を

雄弁に物語っている。

【史料 8】⁵⁰⁾

今般熊本變動、県廳モ分離ニ付而者、各地方人民動揺等ニ患難ヲ招之近来、誠ニ愚昧ノナス所、憫然之至リ、此際所柄保護ヲナスハ有志士族ニ有之処ニシテ、片時モ防禦ノ手当急務、右之体、至急御談判仕度、本月十四日午前第十時、米生村光岡寺江御出席可被下候事

三月十一日

松本寿一郎

大林 国芳

中原 範蔵

甲斐 親俊

甲斐ら旧金納郷士の大多数は戸籍編制の過程で平民に位置付けられていくのだが、西南戦争という一大事に加えて、農民一揆が発生するという緊急事態の中、彼等は自らを「士族」と認識し、「此際所柄保護ヲナスハ有志士族ニ有之処ニシテ、片時モ防禦ノ手当急務」と危機意識を募らせている。その際、一揆勢の行動を「誠ニ愚昧ノナス所、憫然之至リ」と捉えており、中間層に属する彼等の愚民観はこうした緊急事態下においても一貫していたことが看取される。

ところで甲斐らが、仲間の旧郷士層に向かって、「今こそ保護と防禦の任務を担うのは我々しかない」と呼びかける時、ここでは「本月十四日午前第十時、米生村光岡寺江御出席可被下候事」と述べていることに注目したい。この史料も年欠文書であるが、これが明治十年に書かれたことには異論はあるまい。とすれば、旧郷士たちには、既に明治十年の時点で、新暦で、しかも新暦と同時に採用された新時刻法⁵¹⁾で集会通知を出しても十分に用が足りていたことになる。ましてや甲斐は呼びかけ人の一人に名前を連ねているのだから、その彼が明治十四年の段階で、あたかも昨日今日習い覚えたかのように新暦表記をひけらかす必要性は全くないし、「密報」の受取人・藤岡常彦との関係においても、そうすることは

〈時間〉の近代化と文明開化論者（三澤）

かえって、文明開化論者としての彼のステイタスに傷を付けることにつながったと推測される。

このようにして太陽暦は中間層の間に急速に受容されていった。もちろん彼等も旧暦を捨てきっていたわけではないことは先述の通りであるし、藤岡常彦が明治十六（一八八三）年から十七年にかけて残した日記に新旧両暦が記載されていること（欄内に新暦、欄外に旧暦）からもそれを読みとることができる。一般家庭に広く普及した本暦・略本暦に併記されていた旧暦がいつに廃止されるのが明治四十三（一九一〇）年であることを考え合わせると、日露戦後の地方改良運動の過程で、「明年ヨリ陰暦ヲ廃止セラルル」ことを改めて申し合わせた兵庫県神崎郡村長会の協定の意味が浮き彫りにされてくる。⁽⁵¹⁾現在の筆者には、この分野の研究史を整理することも、ましてや史料を収集・整理・分析することも手が回らないが、熊本県下も類似の状況下にあったのではなかろうか。

おわりに

「密報」の書かれた年代を比定するという目的は本文中で果たしたので、ここでは今後の課題について述べて本稿を結びたい。

本稿を準備する過程で、これまではあまり気に止めていなかったことに注意を向けさせられることになった。筆者はここ数年、主として中間層の人々が書き残した日記や記録に目を通しながら、幕末から明治初年の民衆意識に関わる幾つかの仕事をしてきたのであるが、連続と同じように続く月日の記載が、旧暦のものなのか、新暦のものなのかを見極めるという問題の重要性に改めて気付かされたのである。

そう考えながら、手元にある日記や記録類をめぐって見ると、まるで判で押したかのように、明治五年十二月二日の次は明治六年一月一日となっているものが多いことに驚かされた。当時、いわゆる岩倉使節団の全権副使としてイギリスからフランスに渡ったばかりの木戸孝允の日記⁽⁵²⁾、大和国十市郡萩田村で文政三（一八二〇）年に生まれ、嘉永五（一八五二）

年から逝去する年である明治二十四（一八九二）年までの四十年間書き続けられた高瀬道常の日記⁵⁵、美濃国下佐波村の村役人で、明治五年十二月二日を最後に、翌日からは帳を改めて書き継いでいった青木久兵衛の日記⁵⁶、この二日の間に起こったことを空白の一行に象徴させて続いていく阿蘇郡小国郷の「諸達日誌」⁵⁷等々、その位相は様々であるが、それぞれを書いた人々が共有した時間感覚には大きな興味をそそられる。

国家と社会の近代化の内実を描き出すことは、洋の東西を問わず、歴史学の大きな課題であった。しかしこれからはこれまでの諸成果に豊かな肉付けをしていく意味でも、時間や空間が近代化されることの意義やそこで暮らす人々の意識の変化過程を、階層や集団の違いに注目しながら丁寧に跡づけていくような研究が必要なのではないかと考える。「密報」を出発点として、改暦の社会的影響を分析しようとした本稿は、その入り口にさしかかったに過ぎない。

- (1) 藤岡家文書二―三三九。藤岡家文書は上益城郡矢部手永仏原に本拠を置き、近世中期以降、周辺諸村の庄屋・戸長を勤めた藤岡家に伝来した三千点を超える文書群である。一九六四年、藤岡光一氏から熊本県立図書館に寄託されて現在に至っている。この藤岡家文書を利用した、これまでの研究の多くがこれを「熊本県立図書館所蔵」としてきたが、本稿では同図書館報「くまもと」第三十号（一九七四年十二月）に従って、「寄託」とした。
- (2) 水野公寿「ミロク信仰の一史料」（熊本民俗研究会『民俗調査報告書』第四集、一九七七年。以下、水野論文①とする）。同「公議政党的展開過程」（熊本県高等学校社会科学研究会『研究紀要』十七号、一九八七年。以下、水野論文②とする）。
- (3) 拙稿「熊本藩明治三年藩政改革と人民諸階層」（京都大学人文科学研究所紀要『人文学報』第七一号、一九九二年。後に「熊本藩明治三年藩政改革と諸階層の動向」と改題して、長野暹編著『西南諸藩と廃藩置県』（一九九七年、九州大学出版会）に再録。以下、拙稿とする）。
- (4) 水野公寿「ミロク信仰の一史料・再考」（熊本歴史学研究会『史叢』創刊号、一九九七年。以下、水野論文③とする）。
- (5) 句読点と鍵括弧とを付し、判読不能の文字には■印を用い、推定可能な場合にはその右側に推定した文字を記した。
- (6) 宮田登「ミロク信仰の研究」（一九七〇年、未発表）。
- (7) 水野論文①。但し、これは筆者未見のため、引用は水野論文③四五ページから行つた。
- (8) 前掲「ミロク信仰の研究」三〇四ページ。
- (9) 水野論文②四七ページ。

（時間）の近代化と文明開化論者（三澤）

- (10) 前掲拙稿一九四ページ。
 (11) 水野論文③四六～四十七ページ。
 (12) 同右四八ページ。
 (13) 同右四九ページ。
 (14) 『熊本県市町村合併史（改訂版）』（一九九五年、熊本県総務部）一三五ページ。なおこのことは、典拠となっている熊本県立図書館所蔵「熊本県公文類纂」四一―四で確認した。
 (15) 日本歴史地名大系「熊本県の地名」（一九八五年、平凡社）六〇四ページ。
 (16) 熊本市清水万石の長尾関男氏方の庭にある石碑。長尾氏のお話によればこの石碑のある土地は、一九七五年頃に購入した隣接する市有地であったということである。この石碑の存在については前田信孝氏にご教示いただいた。
 (17) 熊本藩の金納郷土については森田誠一「郷土制度にみる藩政史の特徴」（同著『近世における在町の展開と藩政』（一九八二年、山川出版社）所収）を参照のこと。
 (18) 熊本県立図書館所蔵「熊本県公文類纂」四五―三八「戸籍先祖帳」。
 (19) 藤岡家文書一七―七三。なお藤岡常彦は仏原村周辺諸村の庄屋・里正・戸長を歴任した後、明治十五（一八八二）年から十九年の間は熊本県会議員（紫涙会所属）を、明治二十七（一八九四）年から三十一年までの間は衆議院議員（国民協会所属）を務めている。
 (20) 同右一八一―〇四。
 (21) 前掲注18と同じ。
 (22) 藤岡家文書一七―七五。
 (23) 同右一七―七六。
 (24) 少なくとも甲斐親俊が、甲斐親正経営の酒蔵の「三号桶」の仕込みを請け負っており、十一石二斗の清酒を製造していることは確認できる（同右）。
 (25) 水野論文③四六ページ。
 (26) 藤岡家文書二〇―七二。
 (27) 藤岡家文書二〇―一七。
 (28) 宮地正人作成「宗教関係法令一覽」（日本近代思想大系5「宗教と国家」（一九八八年、岩波書店）四三九ページ）。
 (29) 大霞会編「内務省史」第二卷（復刻版、一九八〇年、原書房）三〇ページ。
 (30) 同右四七九ページ。
 (31) 前掲注28と同じ。
 (32) 水野論文③四七ページ。

(33) 藤岡家文書一四四五。

(34) 『日本庶民生活史料集成』第二十一卷(一九七九年、三一書房)五二三ページ。

(35) 安丸良夫「近代転換期における宗教と国家」(前掲『宗教と国家』)五三九ページ。

(36) 同右。

(37) 安丸良夫「神々の明治維新」(一九七九年、岩波書店)一六八―一七一ページ。

(38) 熊本県立図書館所蔵「熊本県公文類纂」一五一―一七。

(39) 同右四―一四。

(40) 岡田芳朗「明治改暦——「時」の文明開化——」(一九九四年、大修館書店)など。

(41) 飯田孝「暦法の変化と年中行事」(『民俗学論叢』第四号、一九八三年)、宮田登「日本人の生活観」(『日本民族文化体系』9「暦と祭事」(一九八四年、小学館)所収)、安田宗生「八代妙見における祭りの変化」(熊本大学文学会「文学部論叢」第六四号、一九九九年)など。

(42) 今西一「(時間)の習俗」(同著「近代日本の差別と性文化」(一九九八年、雄山閣)所収)。

(43) 明治六年六月十四日付太政官布告「各府県へ諸布告到達ノ日限」(『法令全書』明治六年(一九七四年復刻、原書房))。

(44) 藤岡家文書一六〇。

(45) 熊本大学文学部日本史研究室所蔵吉田家文書。

(46) ちなみに「史料5」の「但調達物等日限を以相違置候分者旧暦之通可相心得事」という箇所、「史料6」の「尤最前触達候歳末・年始旧暦ニ抛ルノ云々ハ取消」という箇所は、当時、白川・八代両県政を担当し、民費増徴を出来るだけ押さえようとしていた

わゆる実学党政権の性格を物語っていると思われる。実学党政権の性格については拙稿「維新変革と村落民衆」(渡辺尚志編著「新しい近世史4 村落社会の変容」(一九九六年、新人物往来社)所収)を参照していただきたいが、改暦が引き起こす民衆側の混乱

に一定程度の理解を示す姿勢は、次の滋賀県布告(前掲岡田「明治改暦」一三四―一三五ページ所引)と比較すれば一層明らか

なる。

今般改暦仰出、則第三百三十一号布告之通ニ候処、意味深長ニ付追々ニハ自然ニ可相分候得共、当分之間ハ戸迷ヒ候者モ可有之、

依而先差当リ左之通相心得、愚昧之者ニ早々為説聞可申候事

来ル十二月三日ハ則明治六年一月一日ニテ例年之正月元日之事也

右管内総戸長・副総戸長・戸長・副戸長え無洩、至急相達スル者也

明治五年壬申十一月十五日

滋賀県令 松田道之

(47) 明治五年十一月二十七日付太政官布告(前掲『法令全書』明治五年)。

(48) 藤岡家文書一七―二四。この史料は、松本寿三郎編著「村規約の研究」(一九九九年、農村史料刊行会)に収録されている。

(49) 土屋喬雄・小野道雄編「明治初年農民騒擾録」(一九五三年、勁草書房)参照。

〔時間〕の近代化と文明開化論者（三澤）

- (50) 藤岡家文書一―一七七。
- (51) 前掲注39『明治改暦』一五五―一六二ページ。
- (52) 藤岡家文書一七―七四。
- (53) 前掲注41今西論文二〇六ページ。
- (54) 『木戸孝允日記』第二（一九三三年）。明治六年正月元日条に、木戸は「過日太陽曆御用ひの伝信到来、依て当日とせり」と書いている（三〇一ページ）。
- (55) 廣吉壽彦・谷山正道編『大和国高瀬道常年代記』上下巻（一九九九年、清文堂）。高瀬は明治五年の日記の末尾に、改暦の太政官達を何の感想も交えないまま写し取った後、そのまま「明治六四年」として次年分を書き始めている（上巻二六〇ページ）。
- (56) 岐阜大学教育学部『郷土資料』十一―十三・十六―十九集「下佐波村青木久兵衛日記（抄）」（一九八〇年―一九八九年）。青木は日記の明治五年十二月二日条に、「新曆未タ手ニ入不申候間、何も相分り不申」「かけ方ハ一般ニとりやりなし、秋之最中ニて皆々迷惑致候様子」と書き（十三集、四九―五〇ページ）、本音を隠していない。
- (57) 熊本県阿蘇郡小国町役場所蔵文書。
- (58) 本稿では直接的には生かせなかったが、近代的時刻法が導入され、時間が売買の対象になっていく過程については、ゲルハルト・ドールナーファン・ロッスム著『時間の歴史』（藤田幸一郎他訳、一九九九年、大月書店）にいくつかの示唆を得た。

〔付記〕

水野氏から拙稿への批判をいただいてから二年が過ぎてしまった。当初はすぐにお答えしようと考えていたのだが、当時、熊本に足場がなかった私には藤岡家文書を精査する時間的余裕がなく、そのままになってしまっていた。今春、熊本大学に赴任することになり、最初に手を付け始めた仕事が本稿の準備であった。「密報」という一史料を入り口にして様々なことを考える機会を与えていただいた水野氏には感謝している。

今年の五月六日、私が担当する「日本史演習」の時間を使って、（テキストが揃うのを待つ意味と、私の自己紹介の意味とを込めて）大学院生の越智一暢氏に、この論争についての整理を行ってもらった。大平村が明治八年に出来るという事実を教えられたのはこの時の越智氏の報告であったし、客観的な立場から寄せられた学生・院生諸君の意見には考えさせられることが多く、この演習は私が本格的に史料を集め始めるきっかけとなった。

最後に、熊本県立図書館、前田信孝氏、小国町役場、同教育委員会（特に辛川順子氏）には史料面で大変お世話になった。期して謝意を表したい。